

令和5年1月16日

令和5年第1回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年1月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	10番	黒崎 友美	11番	塚田由美子
12番	原田 孝親	13番	林 聖文	14番	藤村 浩司
15番	刀裨明 薫	16番	森川 稔己	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

8番	藤本 哲	9番	中尾 正浩
19番	常藤 隆彦		

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	上田 直美	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	金子 健太郎	周東支所	沖田 史典
錦支所	大谷 彰弘	美和支所	石川 育代

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

3番	松宮 榮昭	4番	隅 ふじ江
----	-------	----	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受けるための適格者認定について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 農地所有適格法人報告書の提出について
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 5 農地埋立届
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、16名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、3番 松宮榮昭委員 と4番 隅ふじ江委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,210㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀裨明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは追加説明を行います。

申請地は南河内出張所より南南西に直線で約2.2kmのところの位置する農地です。譲渡人は高齢のため農地の管理が難しくなり農業維持できない状態になっていたため、申請地の近くで農業に従事している譲受人に申請地を贈与することにしたとのこと。譲受人も高齢ではあるもののこれまでも農業に携わっており、今後は定年退職した長男と一緒に営農活動に力を入れることとし、譲り受けることにしたものです。申請地は自宅より500mの距離にあり、水稻を作付けする予定とのこと。手持ちの農機具もあり、所有する農地の下限面積も要件を満たしております。

12月28日に事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。特に問題となる点はなく、3条許可は適当と思われ。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、390㎡ほか1筆で、合計928㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。

申請地は、中央図書館から川沿いを西の山側に向かって約2kmの場所です。車が1台しか通れない狭い道路に面した場所ですが、大規模団地下の近接地で住宅転用が進んでいる地区の農地です。譲渡人は、住んでいた住宅を解体して宅地として近接している申請農地とともに売却を希望しておりました。譲受人は、当地を購入して自己用住宅を建設予定で、併せて近接農地を取得して野菜栽培を行うこととしたものです。

1月12日に現地調査を行いました。農地は登記上、田ですが盛り土されて現況は畑地になっております。当分の間ごく一部を除いて耕作されていません。ただ草刈管理等はされてすぐに使用できる状態でした。また排水路は水田用の排水路へ流し問題ありません。用水は井戸ポンプが設置されておりましたので、それを使用されるのではないかと思います。譲受人は、当面家庭菜園からスタートし、将来的には販売を目指したいとのことです。申請地の中に小さな農業用倉庫、プレハブ倉庫が建てられていますが、無届け設置ですが、今後もそのまま使用したく取得後改めて届出を行うとのことです。そのほかの問題はなく3条許可は適当と思われまます。以上です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、508 m²ほか3筆で、合計2,693 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

それでは申し上げます。

場所は周東総合支所より北西に約8.3kmにある農地です。

12月20日に支所担当と調査に参りました。約30年前までぐらいは稲作をしておられました。サルやイノシシ等の被害が多発いたしまして断念、それ以降、荒廃地化いたしております。梅の植樹をされる予定とのこと。すこしでも道路沿いが整備されればいいことだと思われま。調査の結果は妥当だと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、433 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明します。

申請地は周東総合支所から北北西に約600mに位置します。譲受人は自宅下にある申請地を入手し、野菜類を耕作し規模拡大したいとのこと。前の地図でいえば申請地のすぐ上にある赤い屋根が譲受人の自宅です。譲渡人は譲受人の希望にそえるようにしたものです。

12月26日支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。通作も近いこともあり、何ら問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,003㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南に約7.7kmに位置する農地です。譲渡人は相続で取得しましたが、高齢で遠方でもあり耕作が困難であります。また後継人もいないため譲渡しようと考えております。以前にも譲受人に譲渡したことがあります。農業経営に積極的に取り組んでおられる譲受人に譲渡したいと思ってお話しがけしたところ、承諾していただけたそうです。譲受人は畑等を多角的に経営されておられます。また、地域の皆様からも頼りにされておられるそうです。申請農地は、引き続き水稻で耕作されるそうです。

12月22日、支所担当職員と現地で調査項目に従い、調査いたしました。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、1,842㎡ほか、1筆で、合計4,094㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より東南へ約7kmに位置する農地です。譲受人は

平成 25 年に就農計画の認定を受け、翌年公益財団法人やまぐち農林振興公社の農地売買事業により 10 年分括支払いで農地を取得することにしました。10 年間は当該農地の使用貸借による農業経営でイチゴ栽培を行っていましたが、この度代金を完済したことから公社より所有権を移転し、経営の安定化と収益の向上を進めるものです。

12 月 27 日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。営農計画書も確認し、下限面積も要件を満たしており 3 条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

次に、7 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、810 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より東南へ 6 km に位置する農地です。譲渡人は、平成 20 年に相続によりこの土地を取得しましたが、遠方に居住しており耕作がかなわず近隣の耕作者に預けていました。この度、譲渡人からの意向を受け、経営規模の拡大を考えていた譲受人が応じたものです。譲受人は高齢ではありますが、同居する家族にも後継者がおり営農計画書の通り申請地は自宅に隣接し、保有する農機具についても何ら問題もありません。24,674 m²の耕作をしており、下限面積も要件を満たしております。

12 月 27 日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3 条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7 番を許可することを決定します。

次に、8 番、9 番の 2 件は関連がありますので、一括審議としたいと思ひ

ますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について、事務局より議案説明してください。

事務局

8番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、252㎡ほか、2筆で、合計2,393㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

9番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、693㎡ほか、2筆で、合計4,573㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は、美和総合支所から東南東、約1.9km、県道岩国美和線沿いに位置する農地です。地目は田、畑です。また、美和総合支所から東南東に約2.2km、市道8号線沿いに位置する田です。

譲渡人は、相続により農地を取得したものの、稲作経験もなく農機具も保管していないため、利用権設定により耕作を依頼していました。高齢となった現在今後農地を永続的に有効活用するため、議案8番は申請地の隣の田畑の耕作者である譲受人に、議案9番は耕作を依頼していた方の息子さんにそれぞれ農地の売買について相談したところ話しがまとまったということです。譲受人は双方とも自己所有農地を耕作中であり、経営状況は良好です。

12月6日に事務局職員とともに調査項目に照らし合わせて、現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番、9番を許可することを決定します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事務局

10番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、754 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東に約2 km。県道岩国美和線沿いに位置する農地で、地目は田です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが後継者もおらず、高齢になったため今後農地を適正に維持することが困難と考え、申請地の隣の田の所有者である譲受人に売買について相談したところ話しがまとまったということです。譲受人は、申請地の隣の自己所有農地を耕作中であり経営状況は良好です。

12月13日に事務局とともに調査項目と照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することを決定します。

続いて、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、2,053 m²ほか、1筆で、合計2,858 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、植林です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、事業計画書・被害防除計画書等、必要書類も添付されております。

では、担当の刀裨明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、南河内出張所から直線で北西約1.9 kmのところにある農地です。平成7年に申請人が海外勤務となりそれまでの稲作をやめ、自己保全管理をしていたものの、獣害がひどく後継者もいないため植林をすることにしたとのことです。

12月28日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査をいたしました。現地は前の写真にありますように、すでに杉、檜が植林されており、下刈り枝

打ち等管理された状態となっております。無断転用ということではありませんが、始末書も提出されております。すでに植林実施済みのため、資金計画書は添付されておりましたが被害防除計画書他、適切に記載されております。無断転用されましたが隣接地は自己保有地でもあり、4条許可は適当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとし、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、429㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

なお、この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明をいたします。

本案件は、令和4年第10回総会議案第39号の7において、農振除外の申請がされ審議された案件です。

申請地は周東総合支所より東へ約5.8km、国道437祖生落合というところから北へ1kmほど入った山間地にあります。申請人は、実家の両親、跡を継いだ兄も亡くなったので、本人は養子に出ているのですが、申請地を相続いたしました。農地も周りに6反ばかりあるのですが、休耕となっております。このままでは荒れてしまうので、今後適正に管理していくつもりであるが車で通作することとなるので駐車場として整備したいとの申請です。現地は道路の法面と接しており、駐車場面積は申請面積の半分以下になる見込みです。周辺には自分の土地以外には耕作地はなく建物の建設もありませんので、排水は自然流下で道路側溝に排水、汚水の発生もありません。

12月19日、支所担当者と現地調査をいたしました。特に問題はないと思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとし、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

続いて、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、377㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自宅への進入路の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明します。

申請地は周東総合支所から南西に約820mに位置します。申請人が次の3の9に出てくる5条で権利移動する関連の案件であります。現在は、前のあれでいきますと北に赤い、東側のほうに角がたっている、その北側が自宅になるわけですが、北側というかあそこが自宅なのですが、『案』と書かれている下なのですがね。議案の『案』の下のところ。その辺が自宅なのです。そしてその北側が高森の市街地になるわけです。それでその所には自宅進入路へは軽車両しか入れない幅でありまして、権利移動した後にその前、さっきあったその進入路をつくりたいと、自宅までの進入路をつくりたいということでございます。

12月26日に支所の担当者と調査項目に従い、調査をいたしました。周辺農地は自宅の南側のみで他への影響はないものと思われまます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとし、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、84㎡ほか2筆、合計411㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的

は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、過去に農業公共投資の対象となった第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

なお、この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。
では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは説明をいたします。

この案件は昨年 10 月に総会で農振農用地の除外の提出があった案件です。この土地に自己用住宅の建設です。2人は親子関係にあり使用貸借による権利の設定であります。提出書類には何も問題なく思います。また、農業振興地域農用地利用計画書の変更の申出の提出もありました。除外の申出のうち分筆登記が完了しております。

12月27日に現地調査を行っております。許可相当と思っておりますので、ご審議よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、第1種農地の案件であり、また、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、446㎡ほか2筆、合計2,073㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、都市計画法により用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

なお、この案件は、開発許可と同時施行となります。
では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは説明をいたします。

本申請地につきましては、由宇総合支所から南へ約500m。JR由宇駅から南東へ約80mに位置する農業振興地域外の第3種農地です。譲渡人である■■■■は高齢のため農業を行っておらず、農地の維持管理が困難となっていたところ、譲受人から転用の申出を受け、売却することとしたものです。またもう一人の譲渡人である■■■■は令和元年9月に相続により農地を取得したものの、農業は行っておらず当該申請地を持て余していたところ、譲受

人から転用の申出を受けまして売却することとしたものであります。一方譲受人は、市街化が進んでおり、利便性も高い当該申請地を宅地分譲として開発・販売を計画したものであります。

12月26日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い、現地調査をしたところ、資金計画、事業計画、その他等も確認しましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、626㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請地は、由宇総合支所から西へ約5kmの場所に位置する農業振興地域内の農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、登記上の地目は田ですが昭和57年頃に無断で埋め立てられ、その後倉庫2棟が設置されたようです。譲渡人は当該申請地を昭和62年に相続をしておりますが、県外に居住しており、現地の状況等もよく把握しておらず、また無断転用である状況についても意識がなかったようです。これらの無駄転用については始末書が提出されております。今後も申請地で農業を営む予定もないことから、譲受人から申出を受け売却をすることとしたものです。譲受人は、廃棄物処理業を営んでおりますが会社の車両の駐車場が不足しておりまして、当該申請地を駐車場として利用するため、入手したいと考え譲渡人に転用の申出を行ったものです。

12月26日に支所担当者とともに、現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画等も確認をいたしました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、405 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加の説明をいたします。

申請地は玖珂支所奏より北西へ約700mのところの位置しております。譲受人はし尿及び塵芥等の収集運搬、浄化槽の保守点検などの事業を多角的に行っております。今後事業を拡大するにあたって、従業員の駐車場及び社用車の駐車場が必要となるので申請地を駐車場に転用するということです。申請地内にかなり前から無断転用により倉庫が建てられていたので始末書が提出されております。この倉庫は引き続き事業用の資機材倉庫として利用するということです。譲渡人は、令和2年に相続したものの、管理していくことが困難なために譲り渡すことにしたということです。

1月6日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、518 m²ほか1筆、合計599 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地で

す。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

なお、この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。

では、担当の常藤委員が欠席のため事務局職員が追加説明を行います。

事務局

常藤委員ご欠席のため、代わりに追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より南西約4.8kmに位置する農地です。この案件は昨年10月の総会で農振農用地除外の意見を求められ審議された案件です。譲渡人は、高齢になってきており、娘夫婦に家の近くに住居を構えてもらい農業の手伝いや生活の支援をしてもらいたいということで、使用貸借で貸し出すものです。譲受人は、親の要望に応じて自己用住宅を建設するものです。

12月20日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も確認しましたが周辺農地への影響はなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、250㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、農家住宅の敷地拡張です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、過去に農業公共投資の対象となった第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

なお、この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。

申請地は昨年10月に農業振興地域整備計画除外の意見を求められ審議された農地で、許可後には進入路、カーポート2台分の計画が提出されておりました。前回の現地調査で確認しておりますが、隣接する農家住宅に公道より進入するにはこの申請地以外考えられず、周辺の営農環境及び農用地利用

集積の際の支障や、境界にある水路についても分断や排水の阻害の支障を及ぼす恐れもないと考えられます。

事業計画書、資金計画書、被害防除計画書いずれも確認いたしました。5条許可は適当かと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、第1種農地の案件であり、また、農用地区域除外後施行となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田及び畑。現況、田、畑及び荒廃。面積は、1,702㎡ほか、6筆で、合計5,681㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

なお、この案件は、農振農用地の除外後の施行となります。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

周東総合支所より北西約 8.8kmに位置されるところでございます。なお、昨年10月の総会におきまして農振農用地除外の意見を求められ審議をしていただいた案件でございます。

12月20日、支所担当と調査に入りました。被害防除計画等がつけられておりまして許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、3,000㎡を超える案件であり、また、農用地区域除外後施行でもありますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、133 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。

申請地は、周東総合支所から西へ約1.7kmに位置します。譲受人は普段から自宅の駐車場が5台ほど停める車があるのですが、手狭と感じており今春から孫が帰ってくるため、さらに手狭になるということから来客者も楽に駐車できるように隣の申請地を譲渡人に相談し、同意を得たものです。

12月26日、支所事務局担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。周辺農地への影響はないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、8番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事務局

9番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに、田。面積は、984 m²ほか、1筆で、合計999 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸資機材置場及び貸進入路の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明いたします。

申請地は、周東総合支所から南西に約820mに位置します。先ほどの4条のところと同じところ。譲受人は、親族が建設業を営んでおり、事業拡大に向け、利便性も高く、バックホウや保安施設材、大型土嚢等の貸資材置き場として申請地を求めたものです。譲渡人は、申請地を相続により入手しておりますが、以前から休耕となっており譲受人の要望により譲り渡すこと

としたということです。

前にある ■■■■■ っているのは、下の赤く囲ってある下の方の、15 m²でしたかね。それと同じところということです。

12月26日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もないものと思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第4号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は、1,078 m²です。届出人は記載のとおり。相続人は、被相続人の同居している子で、農業従事の実績があります。

担当の中尾委員さんが欠席のため、事務局職員が追加説明を行います。

事 務 局

失礼いたします。中尾委員より説明文を預かっておりますので、代読をさせていただきます。

申請地は、川下出張所から北東1.3kmの場所に位置している農地になります。申請人は以前より農業を営んでおり、令和4年5月に父親の農地を相続するにあたり相続税の納税猶予に関する適格者認定を申請するものです。

1月6日に事務局職員と現地調査を行いました。現地は数種類の露地野菜が耕作されており、今後引き続き農業経営を行うと認められ、適格者認定は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番について適格者認定することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理についてを事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、199㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、木造平屋建倉庫の設置です。農地区分は、市街化区域です。

ほか10件、合計11件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、3,301㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか12件、合計13件の通知がありました。

議長

報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 錦地区

報告年月日は、令和4年12月5日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は特例有限会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議長

報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

1番 由宇地区

権利の設定を受ける者及び土地の所在・面積は記載のとおり。契約期間は、令和4年12月23日から令和16年3月31日の11年3か月。権利の種類は、賃貸借権の設定です。賃借料は記載のとおり。

以上1件の通知がありました。

議長

報告第5号 農地埋立届について、事務局より報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、873 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、畑地造成です。

以上1件の届出がありました。

議長 報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局 ・3月の農業委員会総会の日程及び会場の変更について
3月16日(木)に第一研修室での開催予定を3月17日(金)10時から第3研修室での開催へ変更します。

議長 また、本日の農地巡回調査ですが、灘地区で私(梅川)と片山職務代理、および灘地区の正副担当の松宮委員・中尾委員とで行いますが、中尾委員は欠席ですね。中央図書館駐車場に、午後2時集合としますのでよろしく願います。

また、このあと「新規就農者との意見交換会」を開催しますが、講師を「XXXXXXXXXX」にお願いしておりますので、よろしく願います。

次回定例総会は、2月10日(金)午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しておりますが、新型コロナウイルスの、今後の感染状況により、開催方法や会場などが、変わる可能性がありますので、よろしく願います。

これで総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年2月10日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前11時03分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 松宮榮昭

署名委員 陽 心 〇 江

